更生手続における包括的禁止命令

令和７年（ミ）第４号

大阪府岸和田市宮本町10番12号
開始前会社　株式会社都エンタープライズ

主文　開始前会社について更生手続開始の決定がされたとすれば更生債権者又は更生担保権者となる者は、更生手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、開始前会社の財産に対し、会社更生法24条１項２号に規定する強制執行等及び同条２項に規定する国税滞納処分をしてはならない。

令和７年11月28日

大阪地方裁判所第６民事部

更生手続における保全管理命令

令和７年（ミ）第４号

大阪府岸和田市宮本町10番12号
開始前会社　株式会社都エンタープライズ

１　主文　更生手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、開始前会社の業務及び財産に関し、保全管理人による管理を命ずる。

２　保全管理人　大阪市中央区北浜２丁目３番９号入商八木ビル２階　堂島法律事務所　弁護士　奥津　　周

令和７年11月28日

大阪地方裁判所第６民事部

書面による決議に付する決定

小規模個人再生による再生手続開始